

都市計画道路補助第80号線整備事業

用地測量・用地補償説明会

(第一部 用地測量編)

施行者 豊島区 都市整備部道路整備課

受託者 一般財団法人公共用地補償機構

はじめに

代表者挨拶（豊島区 道路整備課長）

登壇者の紹介

事業の概要

第一部 用地測量

1. 用地補償までの大まかな流れ

2. 用地測量の概要

3. 用地測量の進め方

4. マンションをお持ちの皆様へ

質疑問答

（ 休 憩 時 間 ）

第二部 用地補償

1. 補償のあらまし

2. 補償の内容に関して

3. 税金の優遇措置について

4. 個別相談会のご案内

5. マンションをお持ちの皆様へ

6. 事業認可による法的効果について

質疑問答

はじめに

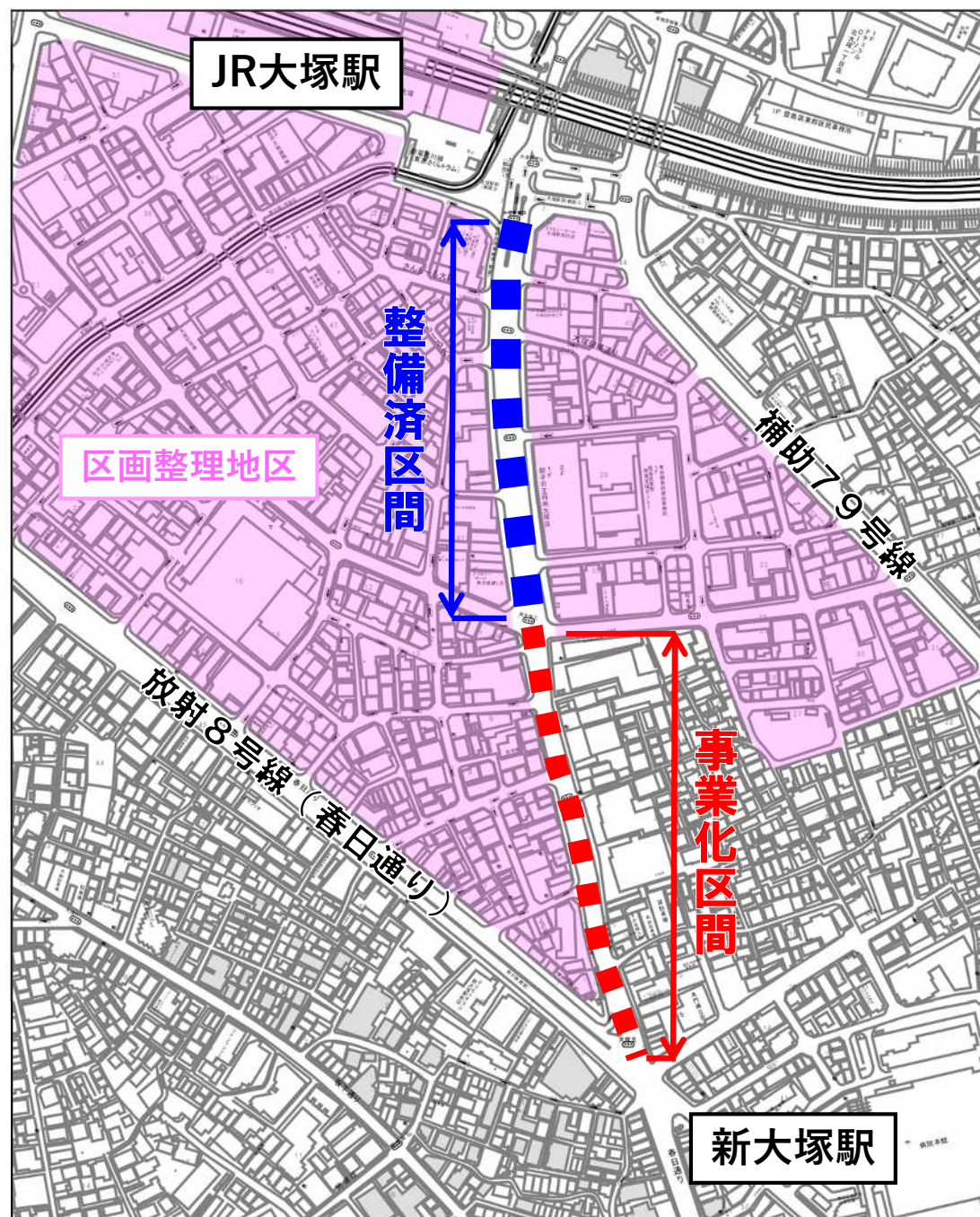
代表者挨拶（豊島区 道路整備課長）

登壇者の紹介

事業の概要

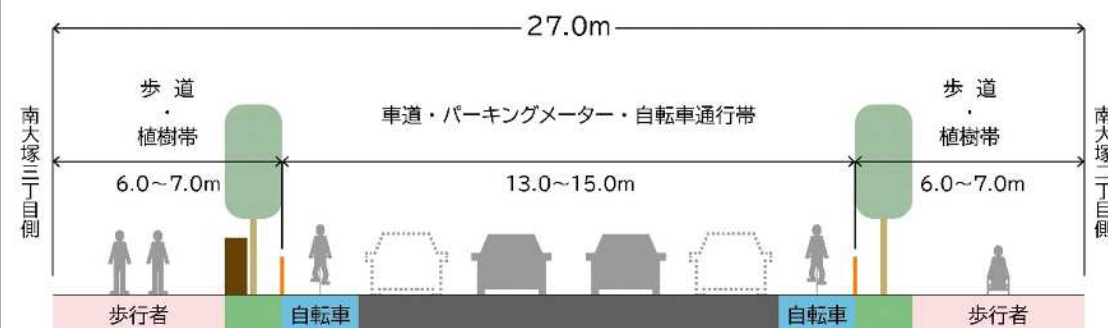


事業の概要

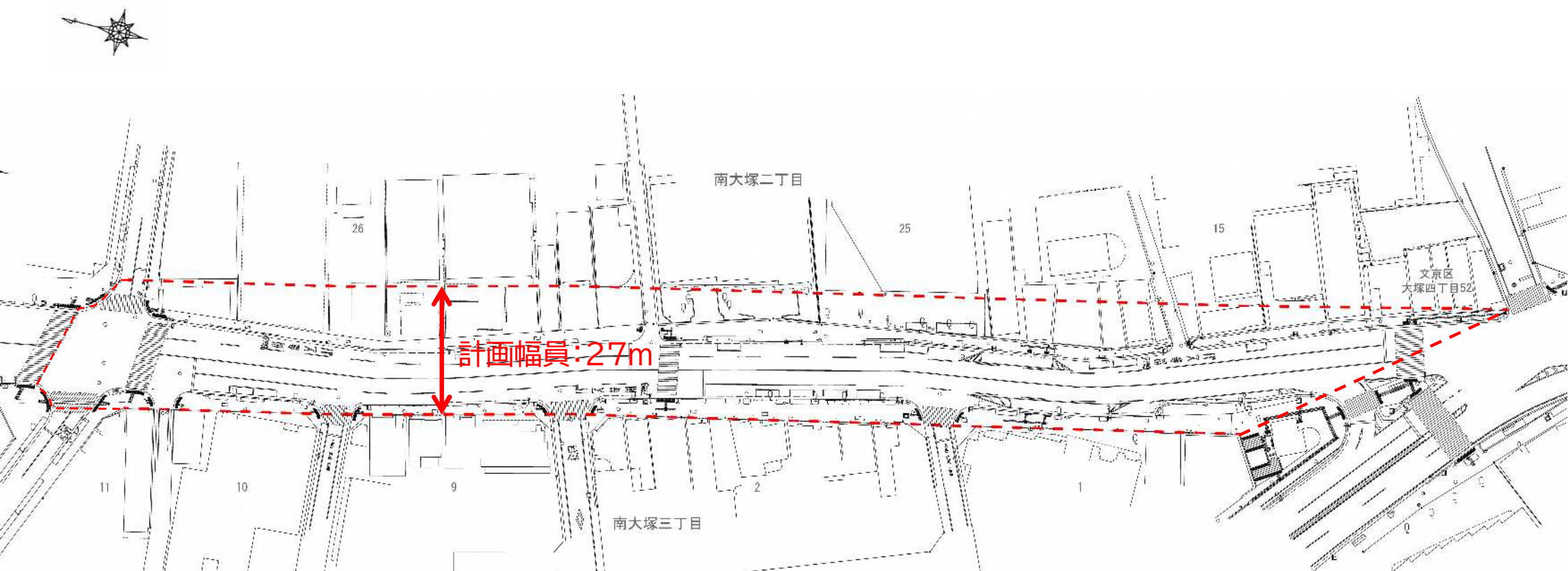


道 路 名	東京都市計画道路幹線街路 補助線街路第80号線
施 行 箇 所	豊島区南大塚二丁目26番 ～文京区大塚四丁目52番
路 線 延 長	540m
事 業 延 長	270m
計 画 幅 員	27m
事 業 期 間	令和8年2月20日～令和18年3月31日

計 画 断 面 図



事業の範囲



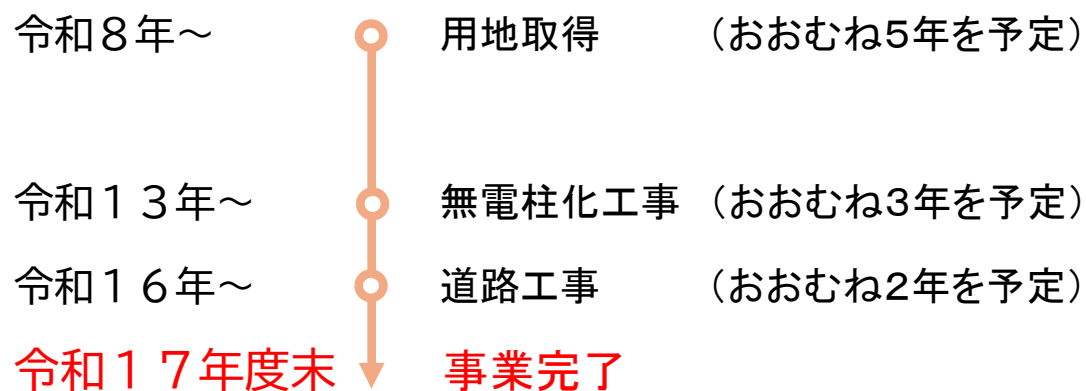
※ 詳しくは、緑色の事業パンフレットをご参照ください。

これまでの経緯

年 度	経 緯
昭和21年	都市計画決定
平成28年	第四次事業化計画の優先整備路線に選定
令和5年	事業及び測量説明会の開催(計2日間)
令和6年	オープンハウス事業説明会の開催(計2日間)
令和7年	事業認可の手続き(事業認可の取得)



今後の予定スケジュール



第一部 用地測量

1. 用地補償までの大まかな流れ

2. 用地測量の概要

3. 用地測量の進め方

4. マンションをお持ちの皆様へ

質疑応答



1. 用地補償までの大まかな流れ (用地補償のあらましp.3~4参照)

▼ STEP 1. 用地補償説明会



事業区域内の土地・建物所有者、借地人及び借家人（以下「権利者」といいます。）の方々に土地をお譲りいただく手順や補償内容等について、ご説明いたします。

▼ STEP 2. 用地測量



1筆ごとに土地や建物等を測量して、隣接地との土地の境界確認を行います。お互いにご了解いただいた位置に境界標などを設置します。境界確認後に、境界確認書の署名・押印をお願いいたします。

▼ STEP 3. 物件等の調査



事業の施行に伴い、移転等をしていただく建物、工作物等について、構造や数量、権利関係等を調査いたします。

▼ STEP 4. 土地評価・補償額の算定



取得する土地の価格を評価いたします。また、建物や工作物等の移転費用その他通常生じる損失補償額を算定いたします。なお、営業者の方、建物を賃貸している方等には、算定に必要な書類をご提出いただけます。

▼ STEP 5. 補償内容のご説明・協議

お譲りいただく土地の価格や物件の補償額について説明した上で、権利者の方にそれぞれ個別に金額を提示いたします。

▼ STEP 6. 契約の締結



協議が整いますと下記の書類を用いて、権利者の方とそれぞれ個別に契約を締結いたします。なお、権利者の方が複数の場合は、原則として、同時期で契約をしていただきます。

契約書の区分

土地所有者 ▶ 土地売買契約書

借地人 ▶ 借地権消滅補償契約書

建物等の所有者 ▶ 物件移転補償契約書

借家人 ▶ 立ち退き補償契約書

▼ STEP 7. 契約金のお支払い

土地売買代金と補償金は、契約に基づき、次のとおりお支払いいたします。



・土地売買代金及び借地権消滅補償金
登記終了後、全額お支払いいたします。

・物件移転補償金
契約が締結された後、補償金の8割以内の前払いを行い、物件移転が完了した後に残金をお支払いいたします。

・立ちのき補償金
契約が締結された後、補償金の8割以内の前払いを行い、立ちのきが完了した後に残金をお支払いいたします。

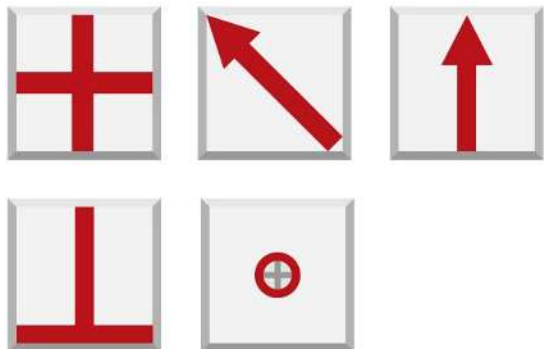
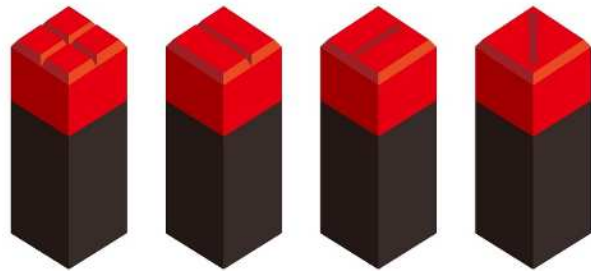
▼ STEP 8. 建物等の移転・土地の引渡し



お譲りいただいた土地は、豊島区で分筆・所有権移転登記をいたします。また、建物等は権利者の方に移転していただき、豊島区がその完了の確認をして、土地を引渡しさせていただきます。

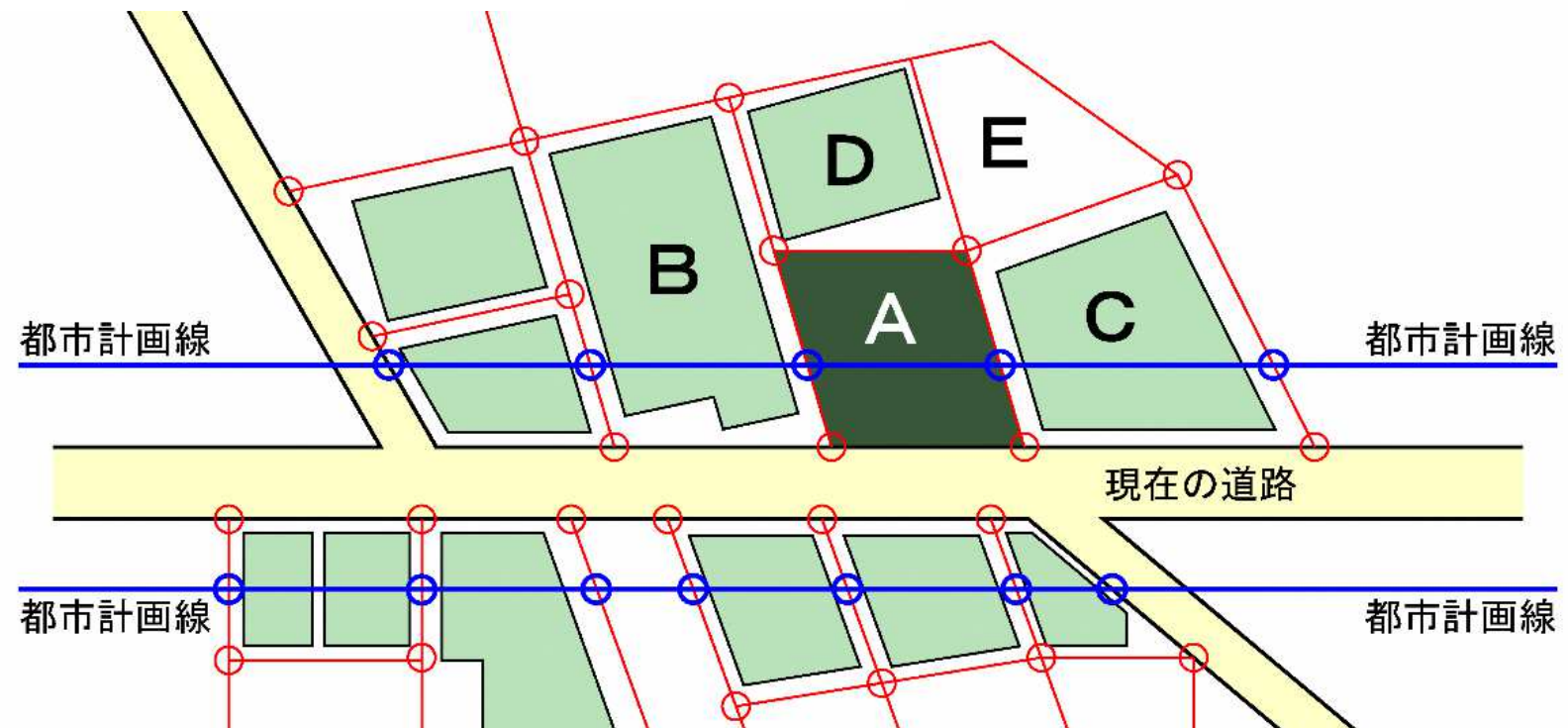
2-1. 用地測量とは

用地測量とは、土地や建物・工作物等の状況を測量して、隣接地の土地所有者とお互いに土地の境界点を確認し、所有する土地の面積を確定することです。

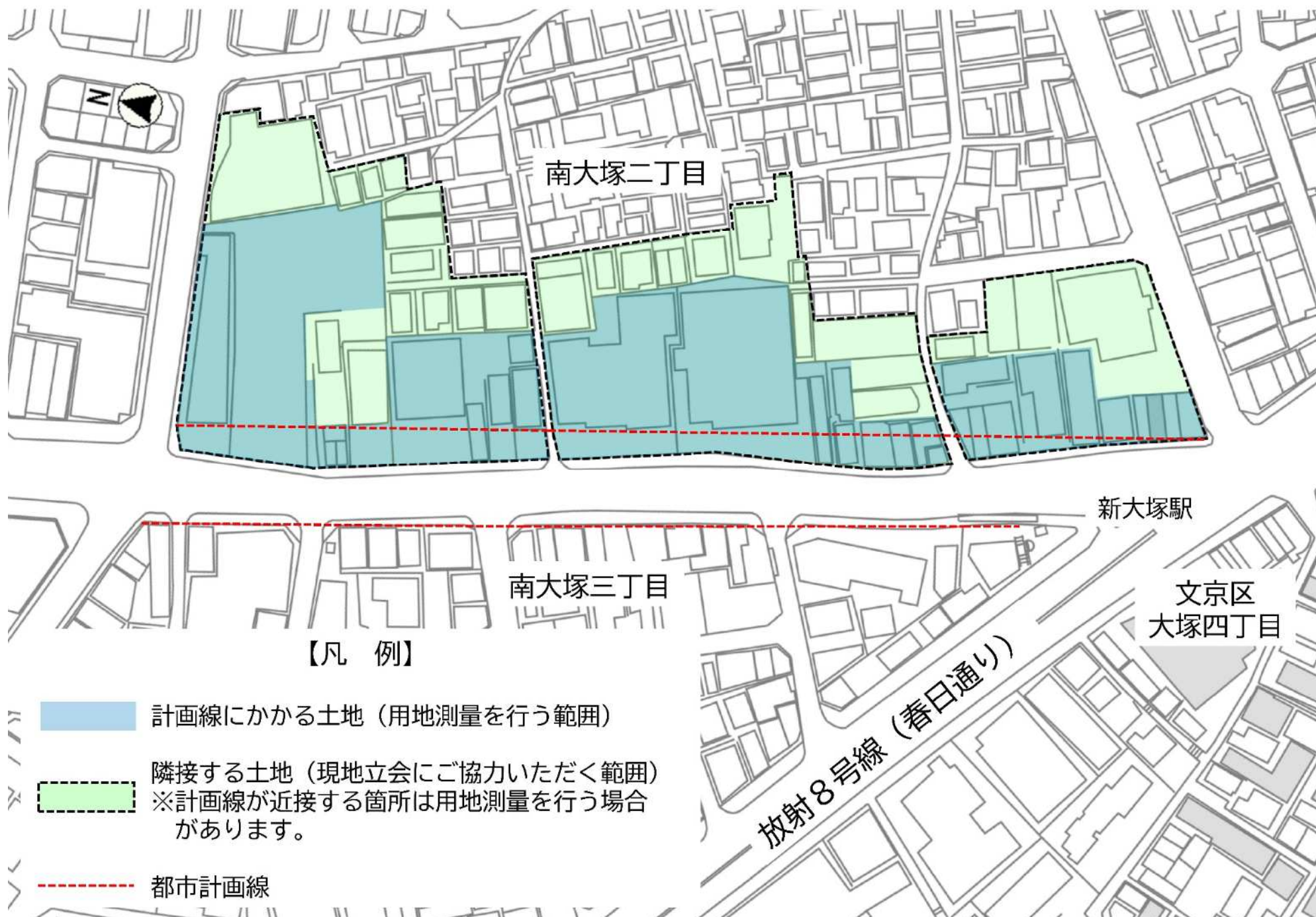


凡 例

- 境界点
(立ち会いをお願いする点)
- 都市計画線との境界点
- 境界 (筆境)



2-2. 用地測量と現地立会にご協力いただく範囲



3-1. 用地測量の進め方

個別訪問及び資料収集

個別訪問して、測量資料の収集等行います。



現地測量及び復元測量

各敷地内の土地や建物、工作物等を測量します。



境界点の検討

測量結果や提供資料等をもとに、検討図を作成します。



現地立会い

皆様に境界点の位置をご確認いただく現地立会を実施します。



合意書類への署名・捺印

土地境界図等を作成し、皆様に署名・捺印を頂きます。



書類等のお渡し

皆様に署名いただいた合意書類や土地境界図の写しをお渡しいたします。

用地測量の順番は、個別連絡票の回答内容を踏まえて、順次ご連絡させていただきます。

3-2. 個別訪問について

個別連絡票の回答内容を確認して、後日、担当者がご回答いただいた連絡先に、個別訪問のご案内をさせていただきます。法務局の登記内容が古い等、権利者の特定が困難な場合には、皆様に相続関係などの聞取りを行うこともございます。

①個別訪問の日

原則は、平日に訪問いたします。
(個別事情でやむ負えない場合には、土日に訪問いたします。)

②ご訪問について

ご回答頂いた連絡先にご連絡の上、区及び受託業者（公共用地補償機構）が伺います。

③ご訪問時にお伺い・ご用意いただくこと

土地の権利に関すること（相続関係、借地権など）
土地の境界に関すること（境界杭の位置、過去の測量図面など）



3-3. 測量作業について

皆様にお聞きした内容や収集資料をもとに、各敷地内の測量を行って、土地の境界位置を検討して面積を算出します。

①測量作業日時

平日の9時～17時頃まで（作業時間は各敷地の状況に応じて変動します。）

②測量作業日のお知らせ

測量作業を行う1週間前を目安に、受託業者（公共用地補償機構）より作業日のお知らせをいたします。

③敷地内への立入り

測量作業時には敷地内への立入りの為、1階にお住まいの方あるいはテナントの方に作業員がお声がけいたします。なお、作業中の同席は不要です。

④身分証の携帯及び腕章の着用

測量作業員は、必ず身分証の携帯及び腕章の着用を行います。
ご不信を感じた際には、立入りの際に身分証の提示を求めてください。



3-3. 測量作業について

豊都整発第 号

調査員証明書



氏 名 ○○ ○○

生年月日 令和 年 月 日(歳)

勤務先

住 所

上記の者は豊島区施行の下記委託
に従事する者であることを証明する。

記

1. 件 名

都市計画道路補助第80号線の用地取得
に係る総合支援業務委託(単価契約)

2. 委託場所 豊島区南大塚二丁目26番から
文京区大塚四丁目52番まで

3. 委託期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

公印

豊島区長 高際みゆき



腕章



3-4. 境界確認と立会いに関して

測量作業後、検討した境界位置について準備が整いましたら、皆様と現地立会いを行います。現地立会いの完了後、境界位置の最終合意が整いましたら、一人一人に土地境界図及び合意書へ署名捺印をいただきます。全員の署名捺印が完了いたしましたら、図面等の写しをお渡しいたします。

①立会い日時

原則は、平日に行います。

(個別事情でやむ負えない場合には、土日を実施いたします。)

②立会日のお知らせ

立会いを行う2週間前までに、豊島区よりお知らせいたします。

③立会い時に行っていただくこと

道路計画位置と土地境界（仮杭や鋳など）の確認
合意書面への署名・捺印



3-4. 境界確認と立会いに関して

第3号様式

豊島区長 あて

土地所有者

住 所

氏 名



合 意 書

私が所有する下記土地と、隣接する豊島区有地との境界は、別添図面に表示のとおり合意します。

記

1. 土地所在・地番

区

丁目

番

2. 立会日

令和

年

月

日

3. 記名押印日

令和

年

月

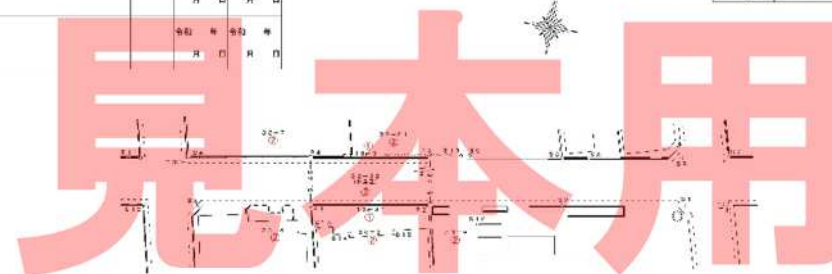
日

注意：別添図面とは契印願います。

私所有の下記土地と隣接する豊島区有地との境界について、本表図面のとおり合意します。			
土地所在・地番	土地所有者・姓・名・番	印	立会年月日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日

土地境界図		縮尺
土地所在 豊島区	ほか	1 250

座 標 一 覧 表			
座 標	X 座 標	Y 座 標	備 考
0.1			西島橋
0.2			北島
0.3			北島
0.4			北島
0.5			北島
0.6			北島
0.7			北島
0.8			北島
0.9			北島
1.0			北島
1.1			北島
1.2			北島
1.3			北島
1.4			北島
1.5			北島
1.6			北島
1.7			北島
1.8			北島
1.9			北島
2.0			北島
2.1			北島
2.2			北島
2.3			北島
2.4			北島
2.5			北島
2.6			北島
2.7			北島
2.8			北島
2.9			北島
3.0			北島
3.1			北島
3.2			北島
3.3			北島
3.4			北島
3.5			北島
3.6			北島
3.7			北島
3.8			北島
3.9			北島
4.0			北島
4.1			北島
4.2			北島
4.3			北島
4.4			北島
4.5			北島
4.6			北島
4.7			北島
4.8			北島
4.9			北島
5.0			北島
5.1			北島
5.2			北島
5.3			北島
5.4			北島
5.5			北島
5.6			北島
5.7			北島
5.8			北島
5.9			北島
6.0			北島
6.1			北島
6.2			北島
6.3			北島
6.4			北島
6.5			北島
6.6			北島
6.7			北島
6.8			北島
6.9			北島
7.0			北島
7.1			北島
7.2			北島
7.3			北島
7.4			北島
7.5			北島
7.6			北島
7.7			北島
7.8			北島
7.9			北島
8.0			北島
8.1			北島
8.2			北島
8.3			北島
8.4			北島
8.5			北島
8.6			北島
8.7			北島
8.8			北島
8.9			北島
9.0			北島
9.1			北島
9.2			北島
9.3			北島
9.4			北島
9.5			北島
9.6			北島
9.7			北島
9.8			北島
9.9			北島
10.0			北島



印	私所有の土地と隣接する豊島区有地との境界について、本表図面のとおり合意します。
印	土地所有者・姓・名・番
印	立会年月日
印	記名押印日

凡	○ Pn	境界点
凡	○ Sn	引張点
凡	○ Tn	橋杭点
凡	○ ○ ○ ○	境界線

9 cm × 13 cm 余白

4. マンションをお持ちの皆様へ

下記マンションをお持ちの方におかれましては、用地補償の手続きが一部異なり、マンション管理規約の変更手続き等が必要となる場合があります。そのため、本説明会と別にマンションの管理組合理事会等を通じて、各マンション別の説明会を行う予定です。

①該当するマンション

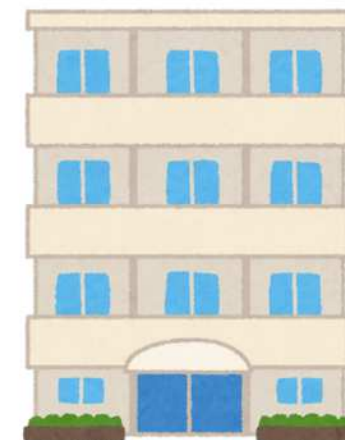
ブルンズ新大塚（豊島区南大塚二丁目26番11号）

ルイシャトレ新大塚（豊島区南大塚二丁目25番17号）

アルカディア新大塚（豊島区南大塚二丁目15番7号）

②マンション説明会のご案内

後日に各マンションの管理会社や理事長の皆様には、管理組合理事会への出席調整をさせていただきます。各理事会への説明後に準備が整いましたら、各権利者様へご案内させていただきます。



【事業全般に関すること】

豊島区都市整備部道路整備課計画道路事業グループ

電話番号：03-3981-0519

Email：A0023309@city.toshima.lg.jp

営業時間：平日 8時30分～17時15分（土日祝、年末年始除く）

【測量に関する相談窓口】

一般財団法人公共用地補償機構

電話番号：03-5940-0222

Email：toshima-hojyo80@hosyoukikou.or.jp

営業時間：平日 9時30分～17時30分（土日祝、年末年始除く）

【本事業の進捗等について】

詳しくは下記のURLもしくはQRコードよりご確認ください。

都市計画道路補助第80号線整備事業について

<https://www.city.toshima.lg.jp/331/machizukuri/doro/dorokoji/2306210948.html>



都市計画道路補助第80号線整備事業

用地測量・用地補償説明会

(第二部 用地補償編)

施行者 豊島区 都市整備部道路整備課

受託者 一般財団法人公共用地補償機構

はじめに

代表者挨拶（豊島区 道路整備課長）

登壇者の紹介

事業の概要

第一部 用地測量

1. 用地補償までの大まかな流れ

2. 用地測量の概要

3. 用地測量の進め方

4. マンションをお持ちの皆様へ

質疑問答

（ 休 憩 時 間 ）

第二部 用地補償

1. 補償のあらまし

2. 補償の内容に関して

3. 税金の優遇措置について

4. 個別相談会のご案内

5. マンションをお持ちの皆様へ

6. 事業認可による法的効果について

質疑問答

第二部 用地補償

1. 補償のあらまし
2. 補償の内容に関して
3. 税金の優遇措置について
4. 個別相談会のご案内
5. マンションをお持ちの皆様へ
6. 事業認可による法的効果について

質疑応答



補償を受けられる方の範囲

都市計画線に土地や建物がかかる以下の方々が、補償を受けられます。

1

土地の所有者



2

土地の地上権や
賃借権等を持つ方



3

建物等の所有者
(工作物や立木を含む)



4

建物や建物の一部
を借りている方



1-2. 用地補償までの大まかな流れ (用地補償のあらましp.3~4参照)

▼ STEP 1. 用地補償説明会



事業区域内の土地・建物所有者、借地人及び借家人（以下「権利者」といいます。）の方々に土地をお譲りいただく手順や補償内容等について、ご説明いたします。

▼ STEP 2. 用地測量



1筆ごとに土地や建物等を測量して、隣接地との土地の境界確認を行います。お互いにご了解いただいた位置に境界標などを設置します。境界確認後に、境界確認書の署名・押印をお願いいたします。

▼ STEP 3. 物件等の調査



事業の施行に伴い、移転等をしていただく建物、工作物等について、構造や数量、権利関係等を調査いたします。

▼ STEP 4. 土地評価・補償額の算定



取得する土地の価格を評価いたします。また、建物や工作物等の移転費用その他通常生じる損失補償額を算定いたします。なお、営業者の方、建物を賃貸している方等には、算定に必要な書類をご提出いただけます。

▼ STEP 5. 補償内容のご説明・協議

お譲りいただく土地の価格や物件の補償額について説明した上で、権利者の方にそれぞれ個別に金額を提示いたします。

▼ STEP 6. 契約の締結



協議が整いますと下記の書類を用いて、権利者の方とそれぞれ個別に契約を締結いたします。なお、権利者の方が複数の場合は、原則として、同時期で契約をしていただきます。

契約書の区分

土地所有者 ▶ 土地売買契約書

借地人 ▶ 借地権消滅補償契約書

建物等の所有者 ▶ 物件移転補償契約書

借家人 ▶ 立ち退き補償契約書

▼ STEP 7. 契約金のお支払い

土地売買代金と補償金は、契約に基づき、次のとおりお支払いいたします。



・土地売買代金及び借地権消滅補償金
登記終了後、全額お支払いいたします。

・物件移転補償金
契約が締結された後、補償金の8割以内の前払いを行い、物件移転が完了した後に残金をお支払いいたします。

・立ちのき補償金
契約が締結された後、補償金の8割以内の前払いを行い、立ちのきが完了した後に残金をお支払いいたします。

▼ STEP 8. 建物等の移転・土地の引渡し



お譲りいただいた土地は、豊島区で分筆・所有権移転登記をいたします。また、建物等は権利者の方に移転していただき、豊島区がその完了の確認をして、土地を引渡しさせていただきます。

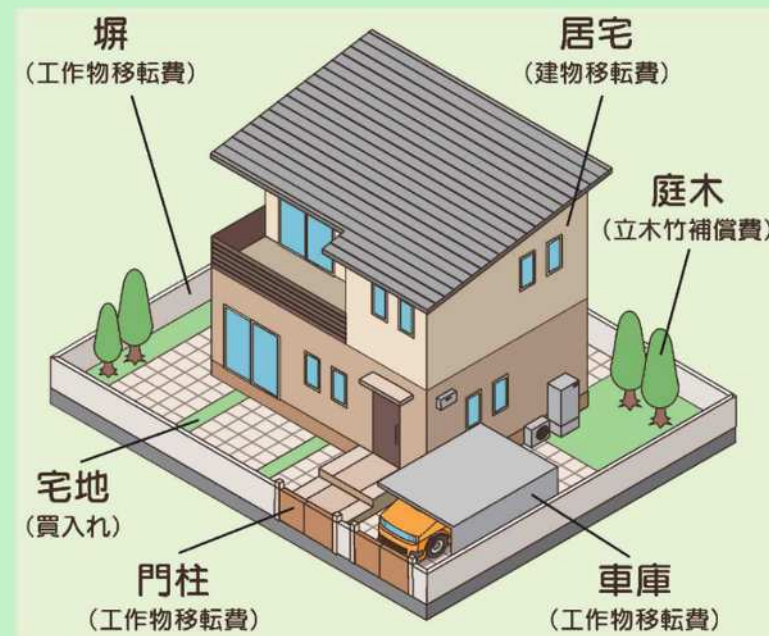
補償の内容は、土地売買代金と物件移転補償金に大きく分類されます。

土地売買代金



土地の正常な取引価格を評価します。
事業認可日（令和8年2月20日）
を基準に、1年毎に評価し直します。

物件移転補償金



東京都の損失補償基準に基づき、
項目毎に補償金額を算出します。

土地価格の決定までの流れ

1 価格の参考資料



公示価格



周辺取引事例



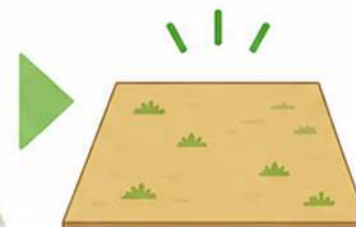
不動産鑑定評価

2 正常な土地価格を算出

建物があっても
更地として評価



建物あり



更地として評価



正常な
土地価格を算出

3 審議会で決定し、皆様へ提示



豊島区財産価格審議会で審議・決定



地権者の皆様へ提示



参考資料を確認



正常な
土地価格を算出



審議会で決定



皆様へ提示

土地を借地されている場合



土地所有者と借地権者の間で協議して頂き、配分の割合を決めます。

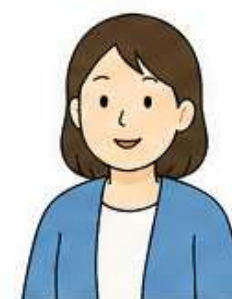
※ 区が割合を決めることはありません。



協議後には、土地売渡代金配分協議成立届を作成して、ご提出頂きます。



土地所有者へ



借地権者へ

届出の配分に基づいて、補償金をお支払いいたします。

2-3. 物件移転補償金 (用地補償のあらましp.5~6参照)

物件移転補償は、所有されている建物や塀などの移転に伴って、通常必要となる費用を想定して「東京都の損失補償基準」に基づいて項目毎に算出し、補償いたします。

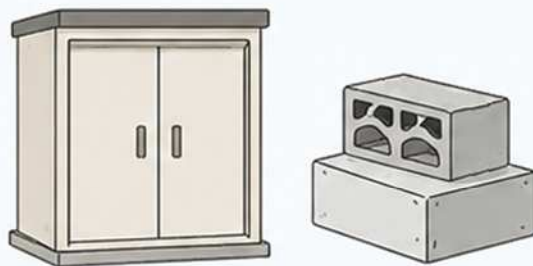


2-3. 物件移転補償金 (用地補償のあらましp.6参照)

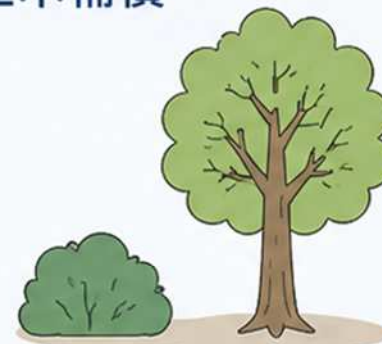
1 建物移転補償



2 工作物移転補償



3 立木補償



4 動産移転補償



5 仮住居補償



6 借家人に対する補償



7 営業補償



8 家賃減収補償



9 移転雑費補償

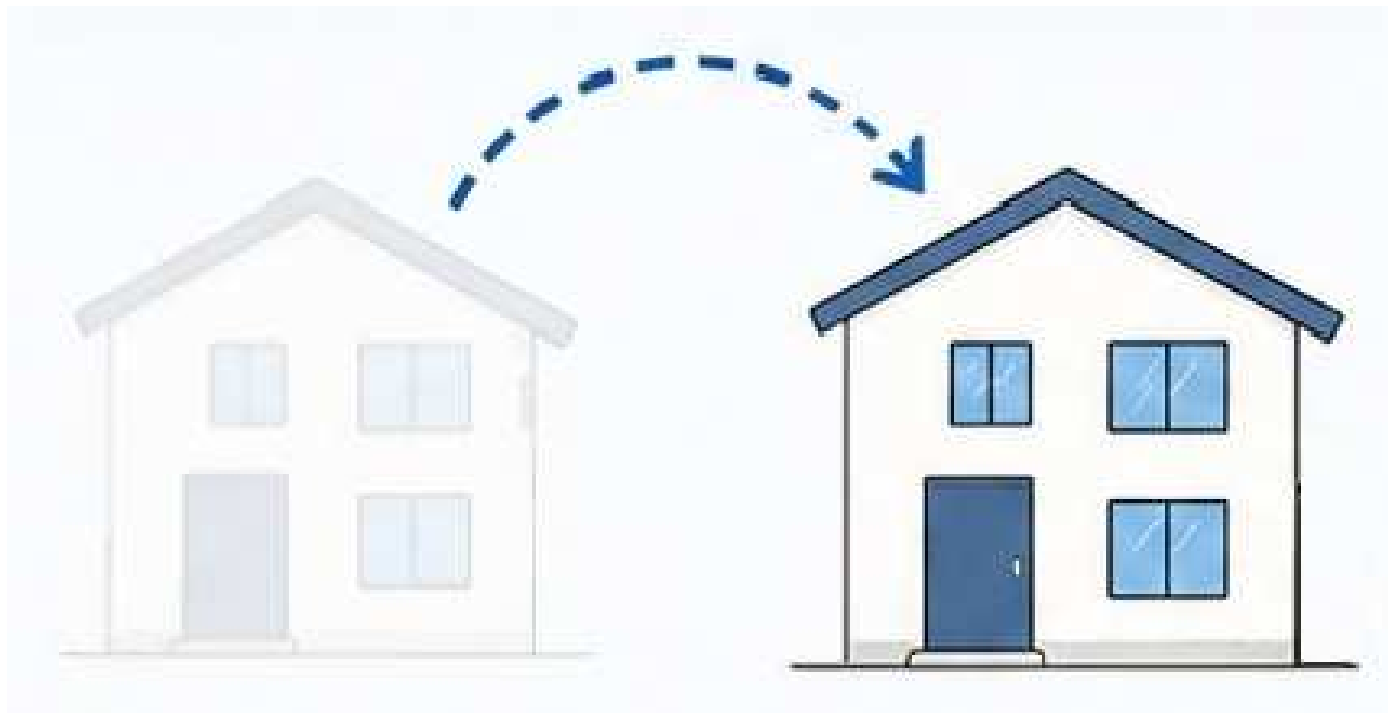


2-3. 物件移転補償金（① 建物移転補償）

建物移転補償とは、お譲りいただく土地に建物があり、**建物の移転が必要と認められる場合に、その移転に必要な費用を補償**するものです。

補償の算定方法は？

東京都の補償算定基準に基づき、**通常妥当と思われる移転方法（移転工法）**を判断して、補償金の算定をいたします。

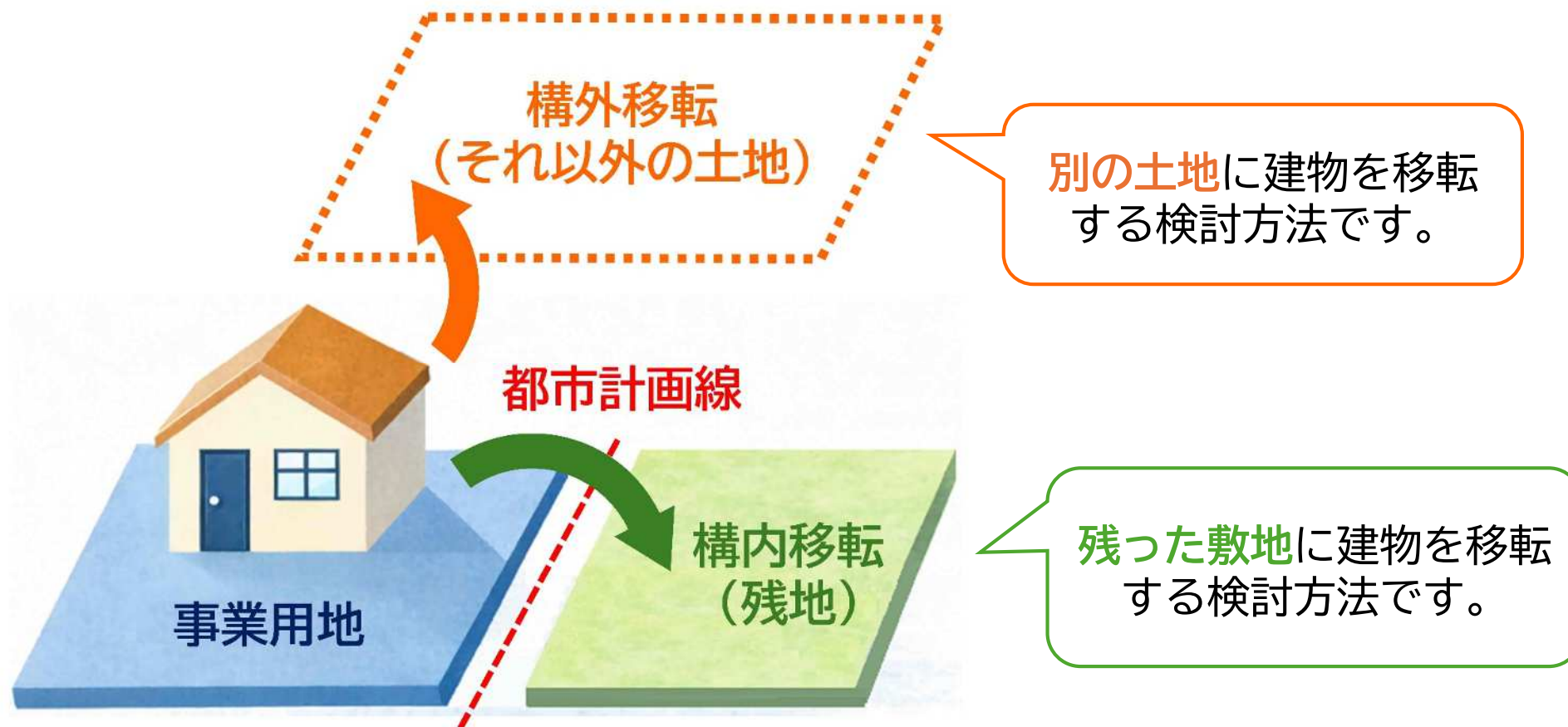


所有者が建物を移転

移転先に再建など

2-3. 物件移転補償金（① 建物移転補償）

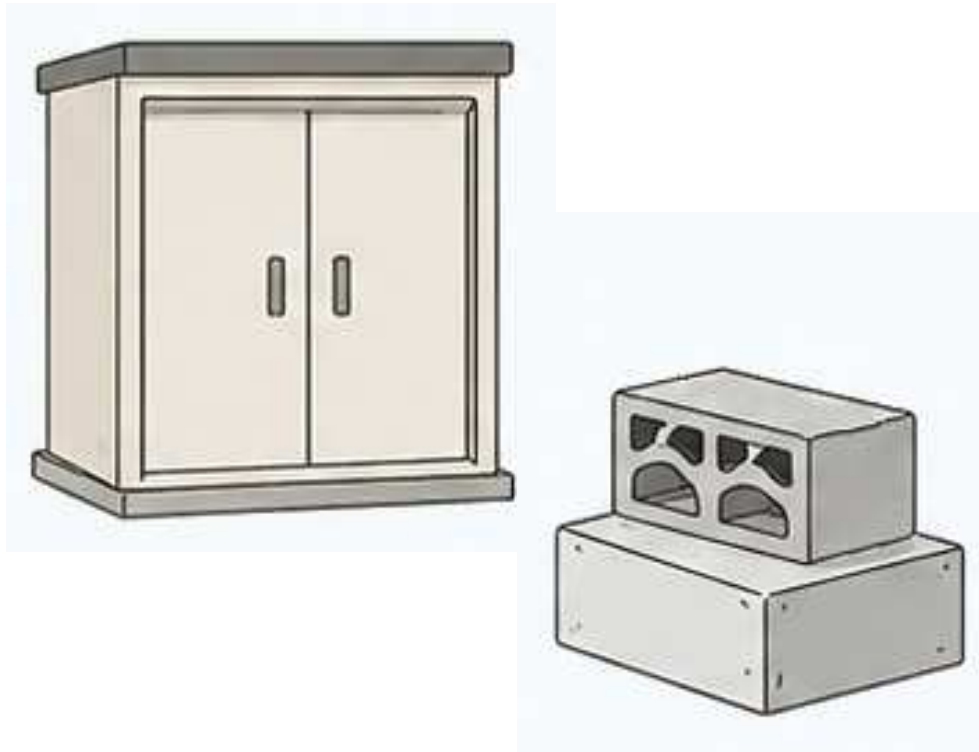
建物の移転には、残った敷地（残地）に移転する**構内移転**と、それ以外の別の土地に移転する**構外移転**の2つに分類されます。また、残地の広さや建物などの配置・構造・利用形態によって、想定する検討方法や移転方法（移転工法）が敷地毎に異なります。



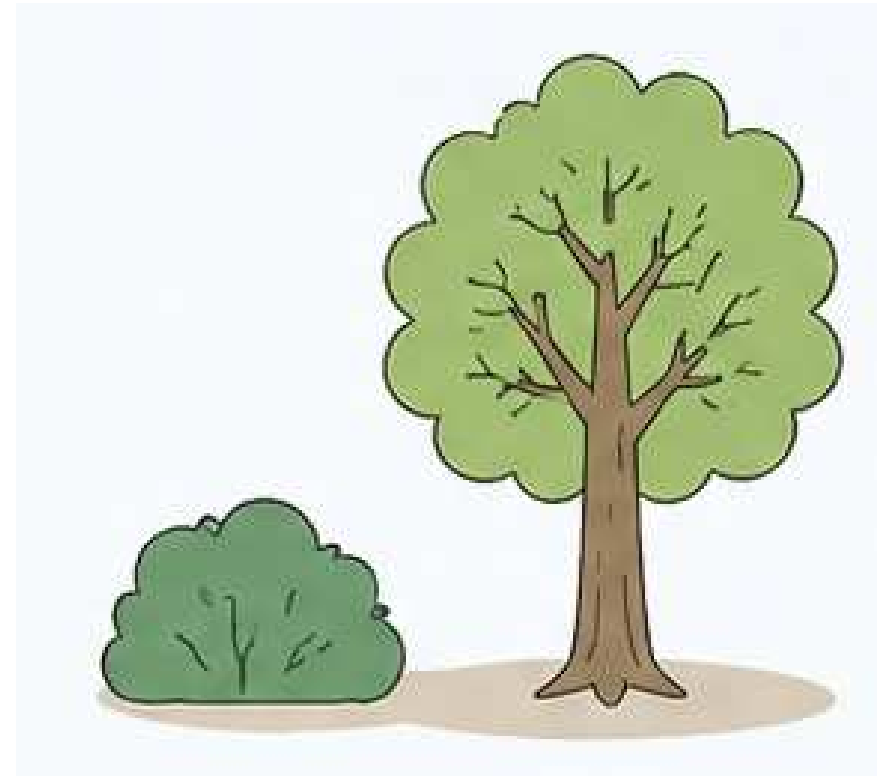
個別の補償内容をご説明の際、改めて詳しくご説明させていただきます。

2-3. 物件移転補償金（② 工作物移転補償、③ 立木補償）

工作物移転補償とは、お譲りいただく土地にある門や塀、庭石類等の移転等に要する費用を、補償するものです。



立木補償とは、お譲りいただく土地にある庭木の移植等のために要する費用を、補償するものです。



2-3. 物件移転補償金（④ 動産移転補償）

動産移転補償とは、家財道具、店頭商品、会社の事務用備品等の
引っ越しに要する費用を補償するものです。



2-3. 物件移転補償金（⑤ 仮住居補償）

既存建物を取り壊して残地に建物を建て替える場合（構内移転の場合）、仮住まいに引越しをして建て替え後に、元の建物に戻ることであります。この建て替え期間中の仮住まいに必要な費用を補償するものです。



別の土地に移転する場合（構外移転の場合）、建物完成後に引越しをしていただきますので、この補償は該当いたしません。既存の建物敷地の中で、取り壊して建て直すことを想定した場合に、補償するものです。



2-3. 物件移転補償金（⑥ 借家人に対する補償）

借家人に対する補償とは、建物の移転に伴って、家主と借家契約を続けることが難しいと想定した場合、**従来と同程度の建物や部屋を借りる為に新たに要する費用**を補償するものです。

補償の例

- ・新たに賃貸借契約をする際の**敷金や権利金の一部**
- ・同程度の部屋を借りる為に要する**一定期間分の家賃差額**



2-3. 物件移転補償金（⑦ 営業補償）

営業補償とは、移転の為に店舗等を一時休業する場合の休業期間中の**固定的経費（リース料等）**や**収益の減少、従業員の休業手当などの損失**を計算して、補償するものです。また、営業許可等の変更届出にかかる手数料等もこの補償に含まれます。

補償の算定方法は？

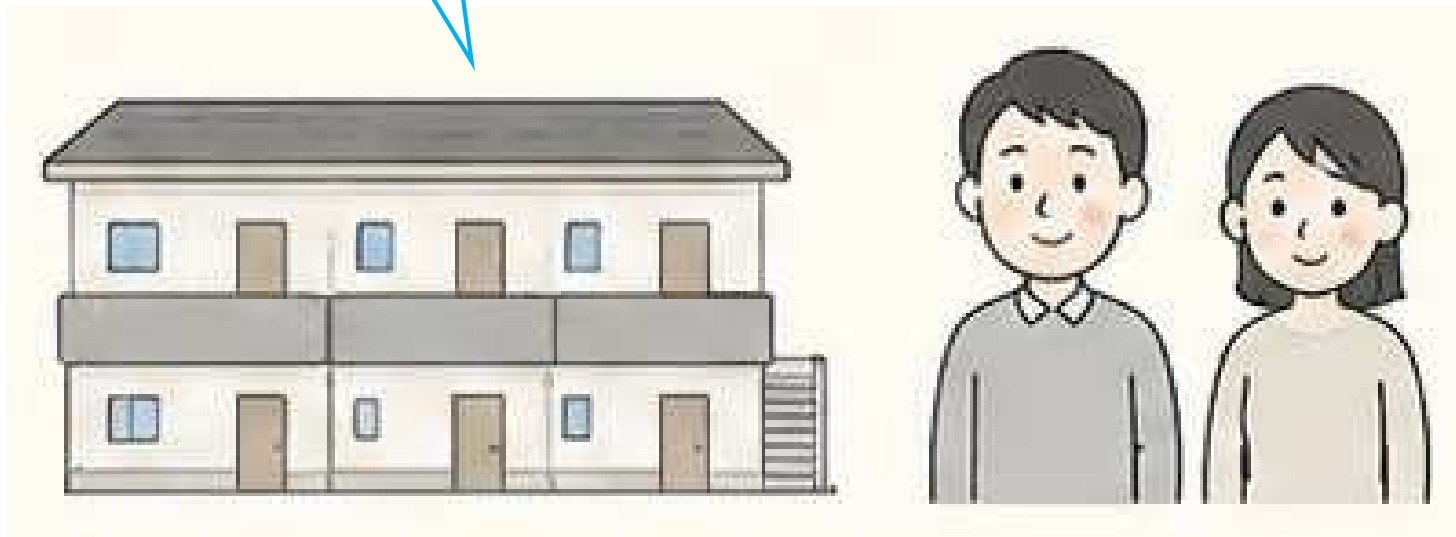
営業補償の計算は、皆様が税務申告の時に提出された**確定申告書**に基づいて計算させていただきます。



2-3. 物件移転補償金（⑧ 家賃減収補償）

家賃減収補償とは、家主の方が賃貸している建物を解体して建て替える場合、新たな賃借人の方が入居するまでの、**建て替え期間中の家賃収入**を補償するものです。

家主の方には、**家賃収入相当額から管理費相当額を控除した額**をお支払いいたします。



賃借人の退去

2-3. 物件移転補償金（⑨ 移転雑費補償）

移転雑費補償とは、建物を移転する時に必要となる費用（**移転先を選ぶ為の費用、法令上の手続きの為の費用など**）を補償するものです。

補償の例

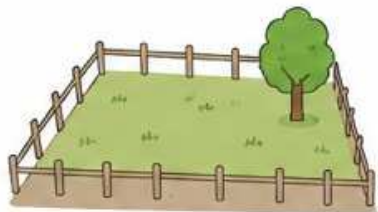
- ・ 建物を建てる際に行う地鎮祭や上棟式の費用
- ・ 登記申請に要する費用
- ・ 建築確認申請に要する費用
- ・ 建築物の設計監理業務に関する費用
- ・ 各種証明書類の手数料
- ・ 不動産会社に支払う仲介手数料



3. 税金の優遇措置について（用地補償のあらましp.9参照）

受領する補償金には、譲渡所得に対する課税の特例という税金の優遇措置があります。この優遇措置は、次のどちらか一方の制度を選択することが出来ます。

5000万円の特別控除



土地等の譲渡価格からその資産の取得費と譲渡経費を控除した残額について、
5000万円までが特別控除されます。



5000万円の特別控除は、買取り等の申出から6か月以内に、ご契約いただいた場合に適用されます。
また同一事業においては、1回目の譲渡のみに適用できます。

or

代替資産の取得による課税の繰延べ



買換え・再取得

受領した補償金で、2年以内に一定の代替資産を取得したときは、課税が繰延べできる特例があります。

このほかに不動産取得税課税の特例等があります。
詳細については、所轄の税務署・都税事務所にご相談ください。



4. 個別相談会のご案内

個別に用地測量や補償に関することなどの事前相談を希望される方には、事前予約制で個別相談会を実施いたします。

①個別相談会の予約方法

個別連絡票に連絡先などをご回答ください。

回答期限：令和8年7月31日まで

回答用URL：<https://logoform.jp/form/gXWR/1576335>

（個別連絡票は、右記のQRコードからご回答いただくことが出来ます。）



②個別相談会の開催予定場所

豊島区役所本庁舎6階道路整備課
南大塚地域文化創造館の会議室 など

5. マンションをお持ちの皆様へ

下記マンションをお持ちの方におかれましては、用地補償の手続きが一部異なり、マンション管理規約の変更手続き等が必要となる場合があります。そのため、本説明会と別にマンションの管理組合理事会等を通じて、各マンション別の説明会を行う予定です

①該当するマンション

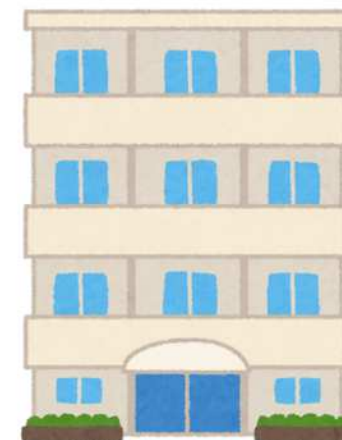
ブルンズ新大塚（豊島区南大塚二丁目26番11号）

ルイシャトレ新大塚（豊島区南大塚二丁目25番17号）

アルカディア新大塚（豊島区南大塚二丁目15番7号）

②マンション説明会のご案内

後日に各マンションの管理会社や理事長の皆様には、管理組合理事会への出席調整をさせていただきます。各理事会への説明後に準備が整いましたら、各権利者様へご案内させていただきます。



6. 事業認可による法的効果について

① 事業認可の告示後は、以下の法的制限が生じます。

1 建築等の制限（都市計画法第65条、施行令第40条）

事業地内の土地建物等について、以下のことを行う場合、**豊島区長の許可が必要**となります。事業認可の告示日以降に土地の形質を変更し、建物や工作物の新築、増改築、大修繕などをして、あらかじめ豊島区長の許可を受けていない場合には、これらの損失補償は受けられません。

- 土地形質の変更
- 建築物・工作物の建設
- 移動困難な物件の設置等

2 土地建物等の売買制限（都市計画法第67条）

事業地内の土地建物等を売買する場合、買主や予定金額等に関して、**事前に豊島区への届出が必要**となります。詳しくは、右記のQRコード（区ホームページ）をご確認ください。



6. 事業認可による法的効果について

② 土地収用法が適用されます。（土地収用法第70条）（補償のあらましP.8参照）

1 話し合いによる用地取得ができない場合の措置

豊島区では、話し合いにより任意で土地等をお譲りいただくことを原則しますが、以下のような場合には、土地収用法の手続きによる用地取得を行う場合があります。

- 土地建物所有者や借地人等が決まらない場合
- 相続人の方々の相続分が決まらない場合
- 土地所有者と借地人の借地配分が決まらない場合

十分協議をつくしたうえで、補償金等について合意が得られない場合

2 法的な請求

土地所有者又は土地に関して権利をお持ちの方で、早期に土地等の補償金の支払いを希望される方については、土地収用法の定める一定条件のもとに、豊島区に対して裁決申請の請求とあわせて補償金の支払いを請求することができます。



土地収用法の手続きによらず、話し合いにより早期の用地取得を求める方法もありますので、豊島区へご相談ください。



【事業全般に関すること】

豊島区都市整備部道路整備課計画道路事業グループ

電話番号：03-3981-0519

Email：A0023309@city.toshima.lg.jp

営業時間：平日 8時30分～17時15分（土日祝、年末年始除く）

【補償に関する相談窓口】

一般財団法人公共用地補償機構

電話番号：03-5940-0222

Email：toshima-hojyo80@hosyoukikou.or.jp

営業時間：平日 9時30分～17時30分（土日祝、年末年始除く）

【本事業の進捗等について】

詳しくは下記のURLもしくはQRコードよりご確認ください。

都市計画道路補助第80号線整備事業について

<https://www.city.toshima.lg.jp/331/machizukuri/doro/dorokoji/2306210948.html>

